

福岡県公報

平成25年9月6日
第3528号

目次

告示(第1375号-第1397号)

○基本測量の実施	(県土整備総務課) …………… 1
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 1
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 2
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 2
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 5
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 6
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 6
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 6
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 6

○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 7
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 7
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 7

公 告

○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター) …………… 7
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課) …………… 9
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課) …………… 11

監 査 委 員

○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局総務課) …………… 12
------------------	-----------------------

収 用 委 員 会

○土地収用法の規定に基づき通知すべき書類の保管	(用 地 課) …………… 14
-------------------------	------------------

告 示

福岡県告示第1375号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年9月6日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類
基本測量(電子基準点現地調査)
- 2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡市、北九州市、糸島市、古賀市、筑紫野市、直方市、行橋市、田川市、嘉穂郡桂川町	平成25年9月17日から 平成25年12月20日まで

福岡県告示第1376号

測量法(昭和24年法律第188号)第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年9月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
田川市大字弓削田内	平成25年7月30日から 平成25年10月28日まで

福岡県告示第1377号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年9月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
田川市西部及び田川郡糸田町南部	平成25年8月10日から 平成25年9月30日まで

福岡県告示第1378号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年9月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区	平成25年7月20日から 平成25年9月30日まで

福岡県告示第1379号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年9月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級・4級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市早良区大字板屋イツケ浦	平成25年7月5日から 平成25年8月30日まで

福岡県告示第1380号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年9月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市博多区博多駅前3丁目外	平成25年7月30日から 平成25年10月1日まで

福岡県告示第1381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
福 岡	県道	志 免 線 須 恵 線	前	糟屋郡須恵町大字旅石253番227先から 糟屋郡須恵町大字須恵812番1先まで	10.4 ～ 40.2	3,047.6	うち県道筑紫野古賀線重用延長 1,242.3 メートル
			前	糟屋郡須恵町大字旅石253番227先から 糟屋郡須恵町大字須恵812番1先まで	8.5 ～ 43.7	1,636.3	
			後	糟屋郡須恵町大字旅石253番227先から 糟屋郡須恵町大字須恵812番1先まで	10.4 ～ 40.2	3,047.6	うち県道筑紫野古賀線重用延長 1,242.3 メートル
			後	糟屋郡須恵町大字旅石253番227先から 糟屋郡須恵町大字須恵812番1先まで	8.5 ～ 43.7	1,636.3	

福岡県告示第1382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成25年9月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福 岡	志 免 線 須 恵 線	糟屋郡須恵町大字旅石52番2先から 糟屋郡須恵町大字旅石38番1先まで

福岡県告示第1383号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年9月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市岬町3番1、3番12、3番13、6番21及び6番53
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
新潟県新潟市南区清水4501-1
株式会社 コメリ
代表取締役 捧 雄一郎

福岡県告示第1384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	一般国道	500号	前	朝倉郡東峰村大字小石原1744番1先から 朝倉市江川1444番1先まで	5.5 ～ 102.0	7,191.7
			前	朝倉郡東峰村大字小石原1744番1先から 朝倉市江川1444番1先まで	7.7 ～ 360.0	5,206.0
			後	朝倉郡東峰村大字小石原1744番1先から 朝倉市江川1444番1先まで	5.5 ～ 102.0	7,191.7
			後	朝倉郡東峰村大字小石原1744番1先から 朝倉市江川1444番1先まで	7.7 ～ 360.0	5,206.0

福岡県告示第1385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月6日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県道	夏吉直方線	前	田川市大字夏吉3295番7先から 田川市大字夏吉3289番1先まで	6.0 ～ 9.5	80.0

			後	田川市大字夏吉3295番7先から 田川市大字夏吉3289番1先まで	7.0 ～ 22.0	80.0
--	--	--	---	--------------------------------------	------------------	------

福岡県告示第1386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年9月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月6日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田 川	英彦山香春線	田川郡赤村大字赤4623番6先から 田川郡赤村大字内田649番3先まで

福岡県告示第1387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年9月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月6日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田 川	金田糸田線	田川郡福智町金田795番1先から 田川郡福智町金田786番1先まで

福岡県告示第1388号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年9月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字上大隈字部木原713番2、713番4、719番1、723番15から723番17まで、754番、757番、758番1から758番4まで、763番1及び763番5並びに久山町大字久原字原2997番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
東京都千代田区神田和泉町1番地
YKK AP 株式会社
代表取締役社長 堀 秀充

福岡県告示第1389号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年9月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市大崎字井手ノ下1144番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐賀県鳥栖市曾根崎町1193-1 ノーベルシェトワVI202
世古口 祐文、世古口 絵美子

福岡県告示第1390号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留

米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年9月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称（仮称）イオン小郡ショッピングセンター
 - (2) 所在地 福岡県小郡市大保17番1
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
最大限に交通事故防止、交通渋滞解消、生活道路への進入防止等に対する対策を講じるよう配慮いただきたい。
 - (2) 歩行者の通行の利便の確保等
なし
 - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
生ごみについては、事前協議している方法で、食品のリサイクルに取り組むこと。また、その他の資源物については、なるべく分別をして資源として再生し、ごみとして処分するものを減らすよう協力をお願いしたい。
 - (4) 防災・防犯対策への協力
なし
 - (5) 騒音の発生に係る事項
室外機、荷さばき作業、駐車場の騒音に留意し、苦情が発生した場合は誠実に対処すること。その他、近隣住民により環境公害に関する苦情が発生した場合にも迅速に対処すること。
 - (6) 廃棄物に係る事項等
当該店舗より排出されるごみについては、許可業者と契約を行い、市指定方法を遵守し適切な処理を行われるよう申請者の責任において指導を行うこと。
ごみ、収集作業の支障になる場所に車両等の障害物を放置しないこと。
ごみ収集場所及びその周辺を清潔に保つこと。
 - (7) 街並みづくり等への配慮等
都市計画法の手続きに関し、関係機関、地元と十分協議を行うこと。

大保地区地区計画に基づき計画を行うこと。

(8) その他

ごみ収集に起因し生ずる利害関係との紛争は、すべて事業者において解決すること。

福岡県告示第1391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	一般国道	322号	前	田川郡香春町大字採銅所112番1先から 田川郡香春町大字採銅所185番1先まで	18.5 ～ 66.0	66.0
			後	田川郡香春町大字採銅所112番1先から 田川郡香春町大字採銅所185番1先まで	17.5 ～ 74.5	

福岡県告示第1392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年9月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
田 川	322号	田川郡香春町大字採銅所112番1先から 田川郡香春町大字採銅所185番1先まで

福岡県告示第1393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	塔 瀬 十文字 線 小 郡	前	朝倉市佐田4996番1先から 朝倉市佐田4999番1先まで	13.6 ～ 15.2	62.0
			後	朝倉市佐田4994番1先から 朝倉市佐田4999番1先まで	16.0 ～ 31.5	

福岡県告示第1394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	県道	福 岡 早 良 線 大野城	前	筑紫郡那珂川町大字別所1054番1先から 筑紫郡那珂川町大字山田1150番4先まで	11.1 ～ 19.2	271.3
			後	筑紫郡那珂川町大字別所1054番1先から 筑紫郡那珂川町大字山田1150番4先まで	11.1 ～ 19.2	271.3
			後	筑紫郡那珂川町大字別所1054番1先から 筑紫郡那珂川町大字山田1150番4先まで	11.1 ～ 27.0	284.4

福岡県告示第1395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年9月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月6日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那 珂	福 岡 早 良 線 大野城	筑紫郡那珂川町大字別所1054番1先から 筑紫郡那珂川町大字山田1150番4先まで

福岡県告示第1396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年9月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月6日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那 珂	385号	筑紫郡那珂川町西隈3丁目178番1先から 筑紫郡那珂川町西隈3丁目208番1先まで

福岡県告示第1397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年9月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月6日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那 珂	385号	筑紫郡那珂川町後野2丁目35番3先から 筑紫郡那珂川町後野2丁目32番6先まで

公 告**公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年9月6日

福岡県知事 小 川 洋

- 調達をする物品等又は特定役務の種類
警察コミュニケーションシステム用通信回線機器賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 役員名簿（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成25年9月25日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年9月6日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

警察コミュニケーションシステム用通信回線機器賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成26年1月1日から平成32年12月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部情報管理課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成25年10月16日現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース、レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成25年9月6日（金）から平成25年10月15日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

平成25年10月16日（水）午後5時45分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成25年10月17日（木）午前11時00分

(2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税5%を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保（銀行その他の確実と認める金融機関が振り出した小切手等）を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額に消費税及び地方消費税5%を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合。

ウ 保証金の提出時期は入札書提出日とする。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保（銀行その他の確

実と認める金融機関が振り出した小切手等)を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」(契約書に添付)の提出を要する。
- (6) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for devices for the communications lines in the Police Communication System
- (2) Time Limit of Tender
5 : 45 PM on October 16, 2013
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel 092-641-4141 (Ext 2233)

公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成25年9月6日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成25年8月26日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
ナカハラ開発株式会社	福岡県福岡市早良区梅林 6-6-32	平田 憲史郎	平成24年3月1日 福岡県知事許可(般-23) 第21891号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。)の交付を受けているもの(アに該当するものを除く。)

(2) 停止期間

平成25年9月9日から平成25年9月30日までの22日間

4 処分の原因となった事実

ナカハラ開発株式会社は、特定建設業の許可を受けずに、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。

また、本件工事において、監理技術者を配置しなかった。

これらのことは、同法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

監査委員

監査公表第9号

「毒物及び劇物の適正な管理について」実施した行政監査結果の報告(平成25年3月

4日24監総第991号)に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年9月6日

福岡県監査委員	小串 正伸
同	伊藤 龍峰
同	行正 晴實
同	田中 正勝

2 5 行 経 第 7 4 3 号

平 成 2 5 年 7 月 2 5 日

福岡県監査委員 小串 正伸 殿
同 伊藤 龍峰 殿
同 行正 晴實 殿
同 田中 正勝 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 2 5 年 3 月 4 日 2 4 監総第 9 9 1 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

注意事項

対象部名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部	毒物劇物の保管容器及び専用保管庫の転倒防止の措置がなされていなかった。	保管容器については、間仕切りのある収納ケースに入れ、ケースごと専用保管庫に収納し、転倒防止の措置を講じた。 また、専用保管庫については、保管庫が壁に隣接している場合は耐震ストッパーを使用し、保管庫が壁に隣接していない場合には転倒防止用の突っ張り棒を使用するとともに、保管庫の床面及び隣接する保管庫との固定には粘着ジェルを使用し、転倒防止の措置を講じた。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第6号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき次の者に通知すべき書類は、当収用委員会担当課（福岡県県土整備部用地課）において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成25年9月27日をもって当該書類の送付があったものとみなされます。

平成25年9月6日

福岡県収用委員会

1 事件名

平成24年度福収権第11号事件、平成24年度福収明第11号事件及び平成24年度福収明第12号事件

2 事業名

高速自動車国道東九州自動車道新設工事（椎田南インターチェンジ（仮称）から宇佐インターチェンジ（仮称）まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事

3 通知を受けるべき者

(1) 豊前市大字松江638番1所在の収穫樹の所有者

後藤あり子、井上清治、小田原夏美、下山初、古屋政則、迫田政子、横尾美津子、中本邦子、溝本輝子、下垣内順子、木村康雄、三浦勝恵、藤木晋、久留島昌子、長谷好男、橋本栄一、田村幸子、竹下五十鈴、中下量人、上王利ツル子及び長田あゆみ並びに豊前市大字松江638番1所在の収穫樹に明認札をもって当該物件を所有する氏名及び住所不明の者

(2) 豊前市大字松江638番2所在の収穫樹の所有者

三宅美鈴、楠林ミチ子、柴田ヒロ子、金光優一郎、木戸誠一、渡辺ヒロ子、宮崎富子、田渕ますみ、高山種世、森祥子及び西岡直智並びに豊前市大字松江638番2所在の収穫樹に明認札をもって当該物件を所有する氏名及び住所不明の者

4 通知すべき書類

平成25年9月6日付け24福収第19号-35、24福収第20号-35「審理の開催について

」